

# 郡山市教育委員会教材作成委員会設置要綱

平成 20 年 4 月 1 日制定

平成 22 年 4 月 1 日一部改正

平成 23 年 5 月 1 日一部改正

【学校教育部教育研修センター】

## (設置)

第 1 条 郡山市立小中学校における教育活動を充実させるため、教材作成委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (職務内容)

第 2 条 委員会は、次の事項について調査・研究し、必要な教材及び資料を作成する。

- (1) 教材及び機器の利用に関すること。
- (2) 教材の作成に関すること。
- (3) その他、情報教育に関すること。

## (定数)

第 3 条 教材作成委員の定数は 20 名以内とする。

## (委員の任免)

第 4 条 教材作成委員は、郡山市立小中学校の教員から郡山市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。

- 2 教材作成委員の任期は 2 年以内とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 教材作成委員は、再任されることができる。

## (会議)

第 5 条 委員会の会議は、教育長が招集する。

- 2 会議は、概ね次のとおりとする。
  - (1) 定例会 毎月 1 回
  - (2) 臨時会 特に必要のある場合

## (庶務)

第 6 条 委員会の庶務は学校教育部教育研修センターにおいて処理する。

## (委任)

第 7 条 この要綱に定めるほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附則 この要綱は平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この要綱は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この要綱は平成 23 年 5 月 1 日より施行する。